

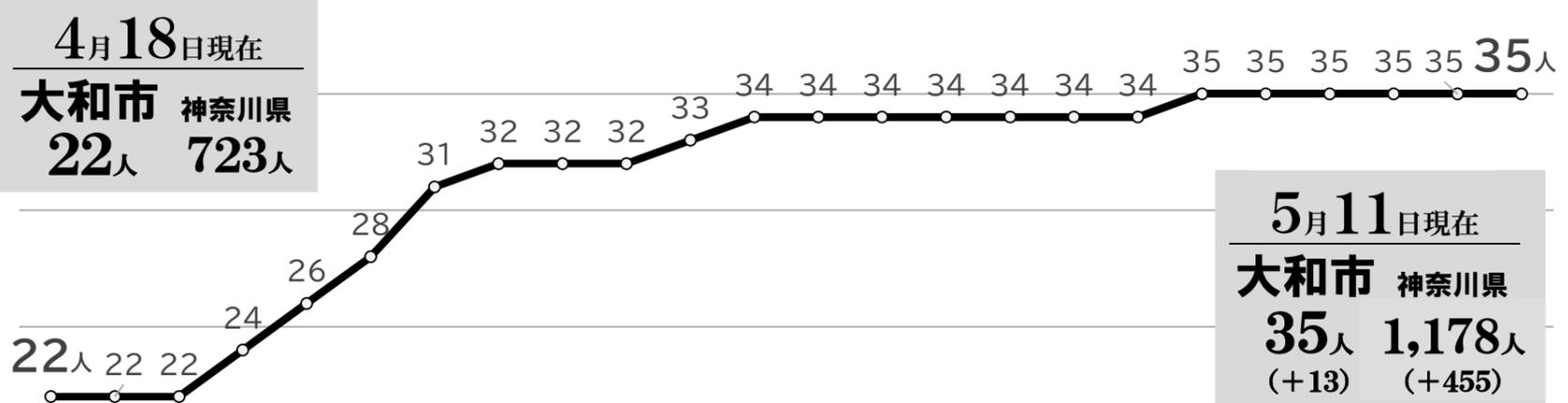
新型 大和市が進める対策 コロナウイルス

重要

発行:大和市
☎046-263-1111(代)
〒242-8601
大和市下鶴間 1-1-1
令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染者の発生状況

4月18日から県が公表している居住市町村別の感染者数から大和市作成



	4/18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	5/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
発生人数	0	0	0	2	2	2	3	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
累計人数	22	22	22	24	26	28	31	32	32	32	33	34	34	34	34	34	34	34	35	35	35	35	35	35

【問】市役所危機管理課 危機対策係 ☎ 046-260-5728 Fax 046-261-4592

大和市おもいやりマスク着用条例

新型コロナウイルス感染症では、症状がはっきり出ていない感染者が、無意識のうちに感染を広げてしまう問題が発生しています。マスクを着けることは、自分の感染予防だけでなく、周囲の人への思いやりになります。この「おもいやりマスク着用条例」は、感染症予防を「思いやり」の切り口で考え、マスクの着用で感染症予防を図っているため、罰則などはありません。思いやりの心を大切に健康的な社会にしたいと考え、制定しました。この困難な状況を、思いやりの心で、皆で乗り越えていきましょう。

どなたでも
カンタン!

マスクのつくりかた

STEP 1



広げたハンカチを同じ向きに3回、二つ折りにします。角を合わせるときれいに仕上がります。

STEP 2



3等分の位置に、左右からゴムを一つずつ通し、両端を3等分の位置で折りまします。

STEP 3



外側の布を上下に開いて完成です。鼻とあごまで覆って使えるようになります。

用意するもの (大人用)

ハンカチ 1枚 (50 cm×50 cm)
ゴムひも 2本 (30 cm)

【問】保健福祉センター医療健診課 健康診査・がん予防係 ☎ 046-260-5662 Fax 046-260-1156

全国で20か所のみ ※5月4日時点 大和ウォークスルーPCR検査プレイス

全国初 PCR検査プレイスの運営支援に関して 医師会、歯科医師会と協定を締結

4月27日から特例的・時限的な措置として歯科医師もPCR検査を実施できることが国から通知されました。市ではこれを受けて直ちに協議を開始。大和市医師会、大和綾瀬歯科医師会と5月1日に協定を締結しました。

大和ウォークスルーPCR検査プレイスは、大和市、神奈川県、大和市医師会が連携して設置・運営します。市は検査場所などを提供するほか、県との調整を行います。市医師会は、検査に従事する医師等を派遣します。

また、今後、PCR検査件数の増加により検査体制を拡充する必要が生じた場合は、大和綾瀬歯科医師会もPCR検査を実施する歯科医師を派遣します。

新型コロナウイルス感染の疑いがある患者をスムーズに検査につなげることで、業務が急増している保健所などの負担を軽減し、医療機関での院内感染リスクの低減を図ります。

検査は感染対策に万全を期した上で実施し、1日に12～15人程度を想定しています。

検査までのながれ



対象：市内在住で、市内の医療機関（かかりつけ医）を受診し、医師からPCR検査が必要と診断された人
※症状により、帰国者・接触者相談センターを案内する場合があります。

期間：4月28日（火）～当面の間

時間：月～土曜日（祝日を除く）
17:00～19:00

費用：無料

体調がすぐれず、新型コロナウイルス感染の不安があるかたは、まずは、かかりつけ医にご相談ください。

【問】保健福祉センター医療健診課
健康診査・がん予防係
☎ 046-260-5662
Fax 046-260-1156

生活福祉資金 特例貸付を実施中

新型コロナウイルスの影響による失業、休業などで収入が減少しているかたに、**無利子・保証人不要**で生活資金を融資します。

緊急小口資金

対象

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少したかたで、緊急かつ一時的に資金を必要とするかた。

上限額

20万円・10万円

学校等の休業で保護者が働けない場合や、個人事業主等の特例の場合に、上限20万円になります。

据置期間

1年以内

元本の返済をしなくてもよい期間です。

返済期間

2年以内

融資金額を全て返済するまでの期間です。

【問】市社会福祉協議会 生活支援課 ☎ 046-260-5634

総合支援資金

対象

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮していて、日常の生活費を必要とするかた。

上限額(月額)

単身世帯 **15万円** 2人以上世帯 **20万円**
×3か月分以内

据置期間

1年以内

元本の返済をしなくてもよい期間です。

返済期間

10年以内

融資金額を全て返済するまでの期間です。

【問】市社会福祉協議会 生活支援課 ☎ 046-260-5634

※郵送での申請も受け付けています。感染拡大防止のため、窓口にお越しになる前に電話か市社協ホームページで内容をご確認ください。

※「緊急小口資金」の申請は、中央労働金庫(0120-22-5755/平日 9:00～17:00)でも受け付けています(未成年、失業されたかたを除く)。